

## 野々市市既存建築物簡易耐震診断事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内における既存の建築物に対する安全性の向上を図るため、耐震診断士（一般社団法人石川県建築士事務所協会の木造住宅耐震診断士名簿に登録されている者に限る。以下同じ。）による簡易耐震診断を実施することに関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断 既存の建築物に関する図面に基づき、日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法（木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版））」に掲載されている一般診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 新耐震基準 昭和56年6月1日時点で施行されている建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条各号に定める基準

### (対象住宅)

第3条 簡易耐震診断の実施の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第4項の規定により別の建築物とみなされる建築物の部分で新耐震基準に適合するものを除く。）とする。

- (1) 本市の区域内にあるもの
- (2) 木造の在来軸組構法によるもの
- (3) 一戸建の住宅又は兼用住宅（住宅の用途以外の用途（住宅の用途と共用する部分を含む。）に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上であるものを除く。）
- (4) 階数が2以下で、かつ、地階を有しないもの
- (5) 過去に野々市市既存建築物耐震改修工事費等補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないもの
- (6) 原則として、建築基準法の規定に適合しているもの

### (対象者)

第4条 簡易耐震診断の実施の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 対象住宅を所有している者
- (3) 市税を完納している者

(申請)

第5条 簡易耐震診断を受けようとする者は、野々市市既存建築物簡易耐震診断申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、現地調査(対象者が当該申請に係る対象住宅の建築図面を保有していない場合又は対象者が希望する場合に耐震診断士がその住宅の現地で調査し、現況図面を作成する調査をいう。以下同じ。)に基づく簡易耐震診断を受けようとする場合は第2号、前項の申請書において申請の審査に係る調査の同意をした場合は第3号から第6号までの書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 対象住宅の位置図
- (2) 対象住宅の建築図面の写し
- (3) 対象住宅の登記事項証明書
- (4) 対象住宅の建築年次及び延べ面積を明示した書類の写し
- (5) 市税の完納証明書
- (6) 住民票の写し
- (7) 住まいの自己チェック票(別記様式第2号)
- (8) 対象住宅の外観及び内部主要室の写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(簡易耐震診断に関する現地確認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった際に、当該申請に係る対象住宅の状況等を確認することができる。

(簡易耐震診断実施の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、簡易耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により簡易耐震診断の実施を決定する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、簡易耐震診断を実施しないことを決定したときは、簡易耐震診断実施要件不適合通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

(簡易耐震診断の実施依頼)

第8条 市長は、簡易耐震診断の実施を決定した場合は、速やかに、一般社団法人石川県建築士事務所協会に簡易耐震診断の実施を依頼するものとする。

(経費及び申請者の費用負担)

第9条 第7条第1項の規定により簡易耐震診断の実施の決定を受けた者は、

次に定める額を一般社団法人石川県建築士事務所協会に直接支払うものとする。

簡易耐震診断の方法	負担額
建築図面に基づく簡易耐震診断	0円
現地調査に基づく簡易耐震診断	5,000円

(簡易耐震診断実施の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、簡易耐震診断の実施の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の行為により簡易耐震診断の実施の決定を受けたとき。

(2) その他市長が特に必要と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により簡易耐震診断の実施の決定の取消しを行ったときは、野々市市簡易耐震診断実施決定取消通知書(別記様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(簡易耐震診断結果報告)

第11条 市長は、簡易耐震診断が終了したときは、簡易耐震診断結果報告書(別記様式第6号)により申請者に報告するものとする。

(指導及び助言)

第12条 市長は、簡易耐震診断の実施の決定を受けた者に対して、対象住宅の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。